

呉市保護費の追加給付のご案内

以下の内容を確認して、**申出書と必要書類の写し及び通帳の写しを送付してください。**
審査の上、該当する方には保護費の追加給付を行います。

【保護費の追加給付について】

平成25年から国が実施した生活扶助基準の改定について、令和7年6月27日に最高裁判所は、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤・欠落があった」と判断しました。

この判決を受け、国は新たな生活扶助基準を設定し、これまで支給した保護費との差額を追加で支給することを決定したことから、呉市において対象世帯に対し追加給付を実施します。

【申出ができる方】

次のいずれかに該当する世帯で、保護廃止時点で世帯主であった方

- ・平成25年8月から平成30年9月までの間に呉市で生活保護を受給したことがある世帯
- ・平成30年10月から令和8年3月までの間に呉市で生活保護を受給した世帯のうち、一定期間入院・施設入所していた方、障害者加算を受けていた方、期末一時扶助費が支給された世帯など

なお、お亡くなりになった方は対象となりません。

呉市保護費の追加給付 補足・留意事項

- ※1 不実の申請その他不正な手段による申出により支給を受けた場合は、刑法の規定によって処罰されることがあります。
- ※2 本申出は当時の世帯主が行うものとなります(当時の世帯主が複数存在する場合は、保護廃止時点における世帯主。以下同じ。)。当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者が申出を行ってください(準ずる者は、①配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫又は⑧甥姪の順となる。)。なお、同一順位の者が複数いる場合は、代表する者が申出を行ってください。
- ※3 当時の世帯主または申出権者の方ご本人が申し出ることが困難な場合は、代理の方による手続きが可能です。
- ※4 申出内容の確認等のため、申出者の連絡先へ、必要に応じてご連絡することがあります。
- ※5 呉市以外の自治体で生活保護を受給していた期間がある場合は、その自治体へ申出をしてください。

【提出された申出書と給付金の支給について】

呉市では、提出された申出書及び同封された書類により審査を行い、申出書に記入漏れや不備などがある場合は、呉市から電話や文書などで確認する場合があります。

呉市が申出書を受理してから、不備がなければ順次振込をいたします。不備がある場合は、さらに時間がかかるか、支給できない場合がありますのでご了承ください。

給付金の支給が決定された方については、支給決定通知書を郵送します。

【同封が必要な添付書類】 次の書類が全て添付されているか確認の上、送付してください。

【必ずご提出いただく資料】

- ☐ 申出者の本人確認書類(以下のいずれか一つ)

※マイナンバーカードの写し(表面(番号の記載がない面))、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など

- ☐ 全世帯員の戸籍謄本の写し(全部事項証明書) ※原則として、発行から3か月以内のものに限ります。

※当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を添付してください。

※離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます。

※保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて保護受給証明書によることも可。

- ☐ 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し ※原則として、発行から3か月以内のものに限ります。

※保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可。

- ☐ 申出権者の「4.振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し又はキャッシュカードの写し

【必要に応じて提出いただく資料】

- ☐ 「5.加算等の申出」で必要とされる挙証資料

- ☐ 代理による申出を行う場合は、代理人の身分確認書類、本人との関係を証する書類

申出書に添付する書類

提出期限 令和9年7月31日(土)まで

※提出期限までに提出されなかった場合、給付金を受給できません。